

三重県子ども・子育て支援事業支援計画の構成（案）

項目	記載の必要性 (必須or任意or 独自)	審議機関	記載内容等について
<b>第 章 子ども・子育て支援事業支援計画における具体的な取組</b>			
1 区域の設定に関する事項	必須	子ども・ 子育て会議	「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、市町が定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域（以下「県区域」という。）を定めます。
(1) 特定教育・保育施設 (2) 地域子ども・子育て支援事業			
2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項	必須	子ども・ 子育て会議	市町が作成する事業計画を踏まえ、以下の事項を定めます。 (1) 各年度における教育・保育の量の見込み 県区域ごとに、平成27年度から5年間の教育・保育の量の見込みを定めます。 (2) 提供体制の確保の内容、実施時期 提供体制の確保の内容、実施時期等を、認定区分（1）ごと、特定教育・保育施設（2）、特定地域型保育事業（3）ごとに定めます。 1：認定区分 ・1号認定...市町において「教育標準時間認定」を受ける子ども ・2号認定...市町において「保育認定（3歳以上）」を受ける子ども ・3号認定...市町において「保育認定（3歳未満）」を受ける子ども 2：特定教育・保育施設...保育所、幼稚園、認定こども園 3：特定地域型保育事業...家庭的保育事業、小規模保育事業等 (3) 県の認可、認定に係る需給調整の考え方
(1) 教育・保育の量の見込み			
(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (3) 県の認可・認定に係る需給調整の考え方			
3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	必須	子ども・ 子育て会議	以下の事項等について定めます。 (1) 認定こども園の目標設置数、設置時期、認定こども園の普及に係る考え方 (2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策 (3) 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等との連携方策
(1) 認定こども園			
(2) 県が行う必要な支援に関する事項			
(3) 教育・保育の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方、その推進方策 (4) 連携の推進方策			
4 地域子ども・子育て支援事業の推進	独自	子ども・ 子育て会議	(1) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況等 市町が実施する地域子ども・子育て支援事業の内容（平成27年度から5年間の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期）を記載します。 (2) 県による支援策 市町が実施する地域子ども・子育て支援事業にかかる県の支援策を記載します。
(1) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況等 (2) 県による支援策			
5 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項	必須	子ども・ 子育て会議	以下の事項等について定めます。 (1) 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保、質の向上のための研修 (2) 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の養成及び就業の促進等に関する事項（幼稚園教諭・保育士等の必要見込み数を含む。） (3) 保育教諭の促進（幼稚園教諭免許・保育士資格の片方のみを有する者の併有促進）に係る方策 (4) 潜在保育士の再就職支援、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮等
(1) 従事する者の確保及び資質向上のために講ずる措置に関する事項 (2) 従事者の養成及び就業の促進等に関する事項			
6 教育・保育情報の公表に関する事項	任意	子ども・ 子育て会議	保護者等の円滑な幼児期の学校教育・保育の利用に資するため、教育・保育情報の公表に関する事項（公表の実施体制の整備等）を定めます。
7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項	必須	子ども・ 子育て会議	県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を定めます。 <詳細> (1) 児童虐待防止対策の充実 児童相談所の体制の強化、市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進、妊婦や子育て家庭の相談体制の整備、児童虐待による死亡事例等の検証 (2) 社会的養護体制の充実 家庭的養護の推進、専門的ケアの充実及び人材の確保・育成、自立支援の充実、家族支援及び地域支援の充実、子どもの権利擁護の推進 (3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ・子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を四本柱とする総合的な自立支援を推進。 (4) 障がい児施策の充実等 ・専門的かつ広域的な観点から市町の施策の推進を支援。 ・適切な医療（専門医療機関の確保等）の提供、教育支援体制の整備。 ・発達障がいについて、社会的な理解を促進するための適切な情報の周知等 ・特別支援学校における専門性の向上（特別支援教育教諭免許状補充率の向上等）等
(1) 児童虐待防止対策の充実 子どもを虐待から守る条例に係る施策等との整合性に配慮			
(2) 社会的養護体制の充実 家庭的養護推進計画との整合性に配慮			
(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ひとり親家庭等自立促進計画において記載（再掲） (4) 障がい児施策の充実等 障害福祉計画等との整合性に配慮			
8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	任意	少子化対策 推進県民会 議	県が、市町、地域の企業、労働者団体、県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら推進する施策について記載します。  子ども・少子化対策計画（仮称）に記載するため、少子化対策推進県民会議において検討します。
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し 子ども・少子化対策計画（仮称）において記載（再掲） (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備 子ども・少子化対策計画（仮称）において記載（再掲）			
9 市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項	任意	子ども・ 子育て会議	県が実施する広域調整は、市町計画の作成にあたって行われる県への報告等を通じて行うため、県計画において、手続き（当該報告・協議、調整）を定めます。
(1) 子ども・子育て支援事業計画作成時に必要な協議・調整等に係る事項 (2) 特定教育・保育施設の利用定員時の調整（協議の手続等）			